

## [ 事案 21-7 ] 契約転換無効確認請求

- ・平成 21 年 4 月 30 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 1 月 22 日 和解成立

### < 事案の概要 >

契約転換時に営業担当者の虚偽の説明があったとして、転換後契約を無効にして転換前契約に戻して欲しいと申立てがあったもの。

### < 申立人の主張 >

平成17年9月、定期付終身保険を契約転換して利率変動型積立終身保険契約を締結した(以下、「本件転換」)。その際、営業職員から転換を行うと、定期付終身保険(転換前契約)以外の個人年金保険(2契約)分も合わせてすべて契約者貸付金が精算されると説明を受けた。ところが、契約者貸付金が清算されたのは転換前契約のみで、残りの個人年金保険2件分の契約者貸付金は清算されずに残った。

全ての契約者貸付金が清算されるのであれば本件転換は行わなかったものであり、営業職員の虚偽の説明がなければ契約転換しなかったのだから、転換後契約を無効とし、転換前契約に復旧することを前提とした既払込保険料の差額を返還して欲しい。

### < 保険会社の主張 >

裁定申立てを受け、再度、当時の営業担当者へのヒヤリング等を行った結果、申立人の主張のような営業職員が虚偽の説明をしたという事実はないとする。

また、仮に申立人が転換後契約を締結せずに、転換前契約を継続し同額更新して解約していたとすると、申立人に約24万円の負担が生ずる計算になることから、申立人にはそもそも損失は生じていないので、返還すべき金額はないものとするが、他方、申立人の申出は真摯なものであると考えているので、紛争の早期解決という観点から、和解案を提案したい。

### < 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人からの裁定申立てを受け、保険会社に対し答弁を求めたところ、上記のとおり和解案を提示したい旨回答があった。申立人に対し同案を提示したところ、承諾が得られたため、和解契約書の調印をもって円満に解決した。